

行政視察報告書

参加議員	民生環境常任委員会 委員長 関 貴光 副委員長 山本 武朝 委員 小熊 ひと美 山田 千里 万徳 なお子 木村 淳司 竹山 美虎 小豆畑 緑
調査期間	令和 8 年 7 月 6 日（月）～令和 8 年 7 月 8 日（水）
調査先及び調査事項	①岐阜県岐阜市 「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”について」 ②神奈川県横須賀市 「横須賀市エンディングプラン・サポート事業等について」

視 察 概 要

■ 調査先①	岐阜県岐阜市
■ 調査事項	岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”について
■ 調査内容	1 調査日 令和 8 年 7 月 7 日（火） 2 調査目的 岐阜市では、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を設置し、支援を必要とする子ども・若者やその家族の悩み・不安に対してワンストップで支援していることから、その取組を調査し、本市における取組の参考とする。 3 対応者（敬称略） 岐阜市子ども・若者総合支援センター所長 河合 勇 岐阜市子ども・若者総合支援センター副所長 若井 俊洋 4 調査事項の説明 （１）エールぎふ設置の経緯について ・ エールぎふの設置に向けた動きは、平成 21 年から始まった。 ・ 当時、岐阜市では、発達障害のある子どもの増加、いじめや暴力行為等の問題行動など、子どもや若者をめぐる問題の多様化・複雑化が課題となっていた。中でも、不登校児童・生徒数は、全国の中でも多い割合となっていた。 ・ これらの課題に対し、教育委員会や福祉部などそれぞれの担当部局が対応していたが、当時の教育長が、それまでの縦割りの枠を超えて連携し、総合的に対応・支援していくという方向性を打ちした。これを受け、当時の市長は、平成 22 年、岐阜の子育て・教育を総合的に支える施設の構想化に着手した。

- ・ その中で、子どもを支えるには、子どもだけではなく家庭も支える必要があると考え、子どもに関する問題を全て包括し、支援を途切れさせず、さらに家庭を支えていくという理念を立ち上げ、エールぎふの設置に向けて進めることとなった。
- ・ その後、4年間の準備期間を経て、平成26年4月にエールぎふが設置された。

(2) えーるぎふの所管事項・職員数等

- ・ エールぎふは、教育委員会と福祉部の事業の一部を集約した形で構成されている。
- ・ 具体的には、
 - ・ 教育委員会が所管していた市立幼稚園の「ことばの教室」（発達に心配のある幼児を支援するもの）と「少年センター」（学齢期の非行・いじめ・不登校・発達障害に関する相談を担うもの）
 - ・ 福祉部が所管していた「発達相談センター」（0歳から2歳の乳幼児を対象に支援を行うもの）と、「子ども家庭課家庭児童相談係」（児童虐待対応や要支援児童・特定妊婦への相談支援を行うもの）

から構成される形で、子どもの相談に係る様々な機能を包括した組織となった。

- ・ 使用する建物については、学校統廃合により使用されなくなった旧岐阜市立明徳小学校の校舎を整備し、102人の職員を配置してスタートした。
- ・ その後、平成31年4月に子ども家庭総合支援拠点を、令和4年4月にこどもサポート総合センターを、令和6年4月にこども家庭センターをそれぞれ設置した。
- ・ 令和8年度の職員数は、正規職員が35名で、会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員を含めると124名となっている。また、カウンセラーや小児科医などの専門アドバイザー17名を加えて運営している。
- ・ 正規職員や会計年度任用職員等を問わず、教員免許、臨床心理士、保育士、保健師、社会福祉士、言語聴覚士などさまざまな資格を所持した職員を配置している。
- ・ また、教育委員会との連携を図るため、現役の小・中学校の教員6名を割愛職員として配置している。

(3) 組織体制等

- ・ エールぎふは、子どもの発達段階に応じて5つの係が相談に対応しているが、全ての相談は、まず「総合相談」で受けることとなる。
- ・ その後、相談の内容に応じて5つの係のいずれかに引き継いで対応している。
- ・ この5つの係を大きく分類すると、
 - I 係（乳幼児相談係・親子支援係・乳幼児支援係）……乳幼児期の支援
 - II 係（家庭児童相談係）……児童虐待・養護相談等の支援
 - III 係（発達支援係）・IV 係（教育支援係）……学齢期の支援
 - V 係（才能伸長・自立支援係）……学齢期から20歳までの若者の支援
 となっている。
- ・ それぞれの係の業務内容は、次のとおりである。

【I 係】

- ・ 0歳から就学前までの子どもの発達に係る相談・支援を行っており、乳幼児相談係、親子支援係、乳幼児支援係の3つの係を設けている
- ・ 乳幼児相談係は、乳幼児に係る発達相談の最初の窓口としての役割を担っており、保健センターの母子保健部門と連携し、1歳6か月児健診、3歳児健診、

5歳児健診で要相談となった子どもが保健センターから紹介されて来所している。また、保育所・幼稚園等からも、発達に心配のある子どもがエールぎふに相談するよう紹介されて来所している。

- ・ 相談への対応としては、子どもの状態を把握するため、相談員が発達検査を実施し、子どもの発達状況に応じて、家庭での子どもとの関わり方に関する助言等を行っている。
- ・ また、発達障害の診断を目的として「エール診察室」を設け、定期的に小児科医に来てもらっており、診察前に相談員が発達検査を行い、発達検査を参考に診断を行っている。
- ・ なお、「エール診察室」は、医療法上の診療所の扱いとなるため、岐阜市保健所に診療所の開設届を提出しているが、通常の診療所と異なり、治療行為や薬の処方などは行っていない。
- ・ 親子支援係は、主に1歳6か月児健診において言葉の発達の面で要支援となった子どもに対し、定期的な支援の場として、1～2歳児を対象に市内4か所で親子教室を運営している。
- ・ 乳幼児支援係は、3歳児から5歳児までの就園児のうち、言葉の発達や集団適応に課題を抱えた子どもを対象に、市内8か所で幼児支援教室を運営している。
- ・ 幼児支援教室の令和7年度の利用児童数は837人だったが、これは、岐阜市の3歳児から5歳児の人口の約1割に相当する。

【Ⅱ係】

- ・ 主に児童虐待対応とそのフォローのほか、要支援児童・特定妊婦への支援を行っており、こども家庭センターとして位置付けている。また、こどもサポート総合センターを設置している。

＜こどもサポート総合センター＞

- ・ こどもサポート総合センターは、岐阜県、岐阜県警、岐阜市、岐阜市教育委員会が連携して、虐待事案等に対応する取組を行っている。
- ・ この取組のスタートは令和4年であり、当時、児童虐待の被害が深刻となっている状況を受け、岐阜県警が多機関連携を提案し、その実現に向けて動き始めた。
- ・ これを受け、令和4年2月、当該4者により児童虐待事案等に係る連携に関する協定が締結され、同年4月、岐阜県、岐阜県警、岐阜市が同居するこどもサポート総合センターがエールぎふ内に設置された。
- ・ 都道府県の児童相談所と警察、市が同一の建物に入居し、児童虐待対応を行うことは、全国初の取組であった。
- ・ こどもサポート総合センターでは、入居する岐阜県（児童相談所）、岐阜県警及び岐阜市のいずれかの機関に虐待を疑う通報が入った際に、これらが一堂に会して合同緊急受理会議を行い、その対応について協議している。
- ・ 会議では、最初に通告を受けた機関が中心となり、ジェノグラムを見ながらそれぞれの持っている情報を共有し、意見を出し合って初動に向けた態勢を決めている。また、所属に関係なく、席は自由席となっ

ている。

- ・ 令和7年度は、680件の合同緊急受理会議を行った。
- ・ 虐待の通報は、警察の110番、児童相談所の189番、エールぎふの専用ダイヤルなどそれぞれのルートに入るが、こどもサポート総合センターの設置前は、最初に通報を受けた機関がその情報を各機関に電話で伝え、個別にやり取りしていたため、時間のロスが生じ、担当者の手間もかかっていた。
- ・ こどもサポート総合センターが設置されたことにより、児童虐待の情報がどこに入っても、合同緊急受理会議によってそれぞれの機関が持っている情報をすぐ共有し、速やかに初動対応の判断ができるようになった。
- ・ 各機関には、それぞれ役割や強みがあり、児童相談所は、子どもを保護する権限を有し、過去の保護歴や指導歴を把握している。警察は、暴力行為や子どもの体に傷がある場合、前面に出て対応に当たり、過去の補導歴や家族の逮捕歴等を把握している。岐阜市（エールぎふ）は、住民基本台帳を持っており、家族関係や家庭状況を把握でき、また、乳幼児期からの相談歴や家族の過去の支援歴を把握している。
- ・ これらの情報を迅速に共有することで、どの機関が主となってどのように対応するかという方針を、スピーディーに決められるようになった。
- ・ また、各機関の担当者が、同じ建物の中で毎日顔を合わせていることで、互いの距離感が縮まったように感じている。普段から、ちょっとしたことでも隣の部屋を覗き、情報を共有したり、雑談したりすることが、虐待対応に当たる際の連帯感の向上につながっており、これも大切なポイントだと感じている。
- ・ II系の家庭支援体制の推移であるが、人員体制と延べ相談対応件数に関しては、設置当初の平成26年度の職員数は8人で、1年間の延べ相談対応件数は2683件であったのに対し、令和8年度の職員は18人に増え、令和7年度の延べ相談対応件数は1万602件となり、大幅に増加している。
- ・ また、職員が有する資格も、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士など多岐にわたり、専門的な資格を複数所持する職員も増えている。

【Ⅲ係】

- ・ 小・中学生を対象としており、発達に心配のある児童・生徒への支援を行っている。
- ・ 学校と連携を取って対応しているが、学校側としては、エールぎふに相談することで特別支援教育につなげていくという道筋をイメージしている事例が多い。
- ・ そのため、Ⅲ係では、発達検査を行って子どもの客観的な発達状況を保護者伝え、今後の方向性を一緒に考えるという支援を行っている。
- ・ そのほか、保護者を対象としたペアレント・トレーニングや保護者の会「ゆったりゆったり」など、家庭を支える支援を行っている。

【Ⅳ係】

- ・ 小・中学生を対象としており、不登校の状態にある児童・生徒の支援を行っている。
- ・ 役割は2つあり、その1つは、不登校で悩んでいる保護者に対する相談、支援となっている。最近是不登校児童の低年齢化が進んでおり、小学校1年生の不登校の相談も増えている。
- ・ 最近、学校に行きたがらなくなったという初期の相談から、引きこもってゲームばかりしているという相談まで、その内容は多岐にわたる。
- ・ もう1つの役割は、直接的な支援である。エールぎふでは、市内4か所に子ども・若者自立支援教室を設置しており、学校には行けないが外には出られるという子どもがここに通っている。令和7年度の延べ通所者数は、2292人だった。
- ・ また、不登校の子どもを持つ保護者の会を定期的に関き、不安や孤独感を和らげるよう、情報を共有できる場を設けている。

【Ⅴ係】

- ・ 義務教育修了後から20歳までを対象に、就学・就労につながっていない若者への相談支援のほか、引きこもり、非行、家庭内暴力等の問題を抱えた若者への相談・支援を行っている。
- ・ エールぎふが開設して13年目となるが、この間、子どもの抱える問題は多様化し、オーバードーズ、違法薬物、リストカット、SNS上のトラブルなど、新たな相談が増えると同時に、こうした問題行動の低年齢化が進んできた。
- ・ このようなケースは、突然飛び込んでくるというよりは、幼児期からの家庭内の養育環境に起因するケースが多い。具体的には、虐待、保護者の疾病、経済的困窮など複雑な要因から、愛着形成がうまくできず、自己肯定感が持てないなどの課題を抱えているようなケースである。
- ・ このため、支援に際しては、まず本人が抱える苦しみや不安に寄り添いながら、本人の話をゆっくり聞き、相談員との信頼関係を構築して課題の解決と一緒に考えるという流れになる。
- ・ また、本人への支援はもとより、家族が抱える問題も解決しなければ、世代間で問題が連鎖してしまうことから、他の係以上に家庭支援の必要性が高くなっている。
- ・ 令和7年度の延べ相談対応件数は3272件であったが、問題行動の低年齢化等の要因により、相談件数は年々増加している。

(4) エールぎふ全体の相談対応件数（令和7年度）

- ・ 令和7年度のエールぎふ全体の延べ相談対応件数は、2万5624件であり、開設当初である平成26年度の1万1890件から2倍以上になっている。
- ・ こうした対応件数の増加は、エールぎふの認知度の向上も含めて、大きな成果であると捉えている。
- ・ 対象年代別では、乳幼児期が9401件で最も多く、全体の37%を占めている。
- ・ 係別では、虐待対応を担うⅡ係（家庭児童相談係）が1万602件で最も多く、全体の41%を超える割合となっている。
- ・ 訪問相談の対応件数は、エールぎふ全体で3527件となっており、係別で見ると、Ⅱ

係（家庭児童相談係）が 2470 件で 70%を占めている。

（５） エールぎふの連携先

- ・ 全ての相談がエールぎふで解決できるわけではなく、ケースによっては関係機関と連携し、役割分担を行いながら相談対応を行うケースが多くある。
- ・ エールぎふでは、医療機関、社会福祉法人、NPO法人、ハローワークなど様々な機関と連携している。これらは、いずれも顔の見える関係づくりができていることから、エールぎふの貴重な財産であるといえる。
- ・ 子どもの問題は複雑化・長期化しており、20歳で終わるものではないことから、現在は、20歳以上の若者を支援する団体と連携できるよう、改革を進めている。

５ 主な質疑応答

問： 虐待の事例の通報から合同緊急受理会議の開催まで、どれぐらいの時間がかかっているのか。

答： 通報は、エールぎふに入る場合のほか、児童相談所や警察に入る場合もあるが、その通報が入った際に、それぞれの機関が情報を共有して合同緊急受理会議に参加する。その中で、それぞれが有している情報を持ち合いながら、初動対応を検討するという流れになる。会議自体は非常に迅速に行われており、通報が入ってから１時間程度で開催している。

問： Ⅲ係で行っているペアレント・トレーニングは、具体的にどのようなことを行っているのか。

答： おおよそ 20 人程度の保護者を対象に、エールぎふに 13 回来てもらい、親子の関係性や子どもとの関わり方などに不安を抱えている保護者に対して行っている。子どもを叱るのではなく、褒める方法を一緒に考えようとか、子どもが何か変な行動を起こしても、一々腹を立てるのではなく、こういうときはこういう声掛けをするといいんだよというような助言をしている。そのほか、保護者同士が話し合う場も持ちながら、プログラムとして進めていくという形になっている。

問： 利用者は年々増加しているようだが、今後の取組を進めていく上で、もう少し力を入れたいと考えているような事項はあるか。

答： 現在、相談件数が増加している係はⅤ係であり、ここに寄せられる相談は、オーバードーズやリストカット、自殺など、シビアで簡単に解決できないようなものもある。今後は、このような相談にもしっかりと対応していかなければならないと考えている。

問： こどもサポート総合センターでは、警察が有する補導歴や逮捕歴、市が有する住民基本台帳の情報等を共有することだが、こうした個人情報共有する仕組みは、県や警察と締結した児童虐待事案等に係る連携に関する協定の中で定めているのか。

答： お見込みのとおりである。

問： Ⅱ係では、子育て世帯訪問支援事業という事業もやっているようだが、具体的にどのような事業なのか。

答： 出産直後の親のサポートのため、介護事業者に依頼して自宅を訪問してもらい、家事や子どもの入浴の手伝いなどの支援を行ってもらっている。

問： エールぎふは平成 26 年に開設したとのことだが、その背景には、当時の市長の強力なリーダーシップがあったのか。

答： 最初は教育長が発案したものだったが、市長がこれに賛同し、最も大事な事業だとして強力に推進した。

問： II 係では、子ども見守り宅食支援事業という事業もやっているようだが、具体的にどのような事業なのか。

答： 不登校やひきこもりなどの子どもを抱える家庭に対し、NPO 法人に依頼して週に 1 回弁当を届けてもらい、家庭の様子などを確認してもらう事業となっている。過去には、配達するサポーターと子どもが打ち解けて、そのサポーターの支援により、学校に行けなかった子どもが学習支援を受けて高校に進学したという事例もあった。なお、弁当代は無料となっている。

問： IV 係が運営している市内 4 か所の子ども・若者自立支援教室は、子どもが 1 人で通えるような場所にあるのか。

答： 保護者による送迎が基本となっているが、それが困難な事情がある場合は、エールぎふにあるマイクロバスによる送迎を行うこともある。いずれにしても、子どもが 1 人で通うことを前提としたものではない。

問： エールぎふでは、家庭の問題まで踏み込んだ形での支援を行っていることもあると思うが、その根底にあるスタンスや考え方などがあれば聞かせてほしい。

答： 家庭児童相談係（II 係）が支援している事例は、虐待のみならず、保護者が支援を必要としている家庭が多くある。具体的には、保護者が精神疾患を抱えていたり、浪費癖があったりして、子どもの養育が適切に行われていないケースが挙げられる。特に精神疾患の場合は、それが医療につながっていなければ、子どもの環境を解決することは非常に難しくなる。例えば、親が日頃から自らの死を口走っていると、子どもは自分が不在のときに親が死んでしまうのではないかと考えてしまい、登校できなくなるようなこともある。また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない場合は、その取得手続を代行し、手帳の交付を受けることによって精神障害者向けの支援事業の活用につなげるようなことも行っている。こうした医療や支援等につながっていない状況を何としても改善したいとの思いで、日々の業務に取り組んでいる。

視 察 概 要

■ 調査先②	神奈川県横須賀市
■ 調査事項	横須賀市エンディングプラン・サポート事業等について
■ 調査内容	1 調査日 令和8年7月8日（水） 2 調査目的 横須賀市では、終活支援としてエンディングプラン・サポート事業及びわたしの終活登録事業を行っていることから、その取組を調査し、本市における取組の参考とする。 3 対応者（敬称略） 横須賀市民生局特別福祉専門官 北見 万幸 4 調査事項の説明 （1）横須賀市の終活支援事業について ① 事業の出発点 ・ 横須賀市では、エンディングプラン・サポート事業とわたしの終活登録事業という2つの終活支援事業を行っているが、その取組の出発点は、引取り手のない遺骨の埋葬におけるある気づきであった。 ・ 横須賀市では、引取り手のない遺体は市の費用で火葬し、職員が納骨堂に安置している。また、納骨堂が満杯になると、職員が遺骨と壺を分け、壺は産業廃棄物として廃棄し、遺骨は合葬簿にまとめて埋めている。 ・ このような遺骨は、身元不明者のものであることが大半であったが、ある頃から、身元不明者ではなく、身元が判明しているにもかかわらず引取り手のない市民の遺骨が急増していることに気づいた。 ・ 調べてみると、こうしたケースは2000年頃から急増していることが明らかになった。 ・ 一般に、死亡者数は人口の1.2%程度であるといわれているが、大阪市では、年間死亡者約3万人のうち、約3000人が引取り手のない状態となっている。つまり、10人の一般市民が死亡すると、そのうちの1人は火葬してくれる人がいない状態といえる。 ・ こうした場合、誰が火葬するのかというと、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第9条の規定により、誰も火葬する者が現れないときは、死亡した場所の市町村長が火葬することになっている。 ・ したがって、例えば、総合病院のない郡部から青森市の病院に入院している患者が死亡したとき、その引取り手がいなければ、全て青森市長が火葬しなければならないということになる。その一方で、住所地である郡部の首長は、何もしなくてよいということになる。 ・ 生活保護法では、葬祭扶助基準額が約20万円と定められていることから、前述の大阪市では、3000人を火葬するための費用として約6億円を要しているはずである。 ・ このような事実を踏まえると、引取り手のない遺骨の多くは、生前「自分が死ん

だら、自分の遺体を火葬してくれる人は誰もいないだろう。墓もないし、どうなるんだろう」という心配を抱えたまま亡くなっていることは、想像に難くない。

- ・ 大阪市では、こうした死亡者のため、年に1度慰霊祭をやっているとのことであり、それはそれでよいのだが、死後に慰霊祭をやるのに、何で死亡する前に相談会をやらないのかという疑問が湧いてきた。終活のための相談会をやらずに、死亡して初めて供養祭をやるのは、順番が違うのではないかと思った。

② 事業への着手

- ・ 事業開始前は、海図のない海に乗り出しているようなもので、何にどう手をつければよいか分からない状態であった。
- ・ 事業に当たり、財政当局に対し、補助職員1人を配置するための予算を要求したが、獲得できた予算は年間2万2000円だった。
- ・ 2万2000円でまずできることを考えなければいけなかったため、事業に当たったの詳細な事象の分析等はできなかった。ただ、想像とそれまでの経験上、一定のお金を残して死亡していく低所得な人が非常に多いという事実には気づいていた。
- ・ 生活保護受給者が死亡すると、現金が発見されることが多いが、その金額は、生活保護の葬祭扶助基準額と同等であることが多い。このことは、当該死亡者が自らの葬式代として残したものだだろうという推測を強く持たせたが、その証左となるような事例も実際にあった。
- ・ その事例は、ある生活保護受給者が死亡し、身寄りがないため市が無宗教で火葬したところ、その後に、本人の住まいから遺書と現金15万円が発見されたというもの。遺書には、「私が死んだら、この15万円を葬式代にして、無縁仏にしてほしい」という旨の記載があったが、火葬後に発見されたため、その願いはかなえられなかった。
- ・ このようなことを考えると、要するに日本の福祉は、「揺り籠から墓場まで」とはなっておらず、「揺り籠から墓場」の一手手前で終わってしまっている状態だといえる。これでは、終活の相談会をやろうという発想が出てこないのも当然である。
- ・ また、墓地埋葬法をよく読むと、市町村長の義務として、引取り手のない遺体を納骨しなさいとは書いておらず、火葬（又は土葬）しなさいとしか書いていない。それはなぜかという点、この法律は、公衆衛生の確保を目的とした衛生法律であり、供養するなどという発想に立ったものではないためである。加えて、政教分離の原則もあり、宗教めいた事業の実施を定めるような法律はつくれなかったという背景もある。とはいえ、そうした現実には違和感を覚えたのも事実である。
- ・ 医療の現場では、患者から様々な相談を受けているが、診察・治療に関する相談は幾らでも応じられるけれども、一番困っているのは、「墓がないけど、どうしたらよいか」という相談だそうである。
- ・ これは、ある意味当然ともいえる。患者は病気で病室から動けず、誰に相談したらよいか分からないから、身近にいる医師や看護師に相談してしまうが、それは病院の仕事ではない。さりとて、墓がないけどどうしたらよいかという相談に応じる役所の窓口もない。
- ・ 終活支援を福祉部門で行うことが制度化されていないという現実を突きつけられ、そのことへの疑問を契機として事業に着手した。

(2) エンディングプラン・サポート事業

- ・ エンディングプラン・サポート事業は、「孤立・低所得市民の無縁化防止」と「死後の信教と尊厳の保全」を目的としている。
- ・ 事業による支援の対象者は、将来無縁化することが見込まれる一部の市民だけとなっている。それは、無縁納骨堂に入る人を一人でも減らすことが、この事業の最大の目標だからである。
- ・ 具体的には、一人暮らしで頼れる身寄りがいない、低所得、少資産といった人を対象としている。
- ・ 内容としては、協力葬儀社制度という形で、事業に協力してくれる葬儀社を募り、本人と葬儀社が生前契約を結び、死後の葬儀、納骨等についてあらかじめ決めておくもの。
- ・ 事業開始に当たり、当時市内に約 40 社あった全ての葬儀社に手紙を送り、協力を募った。その際、「赤字を覚悟してほしい。納骨費は、あなた方がバックアップしている寺と交渉して何とか 5 万円以内に抑えてほしい。葬祭費は、この納骨費に生活保護の葬祭扶助基準額を加えた金額以上にはしないでほしい。そして、その葬祭費は何十年たっても本人の死亡時まで変えないでほしい。それでも協力できる葬儀屋は手を挙げてほしい」という条件で募った。
- ・ 葬儀社にとってはかなり厳しい条件であることは承知であったが、それでも、とりあえず話を聞きに来る葬儀社は出てきた。
- ・ 話を聞きに来た葬儀社に対し、年間の対応見込み件数や、協力してくれた葬儀社は一覧にして市民に配布することなどを伝えたところ、協力してもよいとの意向が示された。
- ・ 葬儀社としては、社会貢献活動の一環として取り組んでいることが市民に伝わることで、会社のイメージアップにもつながると考えたようである。
- ・ 現在は、協力葬儀社は 9 社体制で実施しており、どの業者も非常によく対応してくれている。
- ・ この事業の利用者は、ほとんどの場合、葬儀らしい葬儀は希望しておらず、いわゆる直葬を望むケースが多い。本人には、どのような埋葬方法を（宗教も含めて）希望するのか生前に確認し、葬儀社は、それに合わせて寺などの埋葬場所を手配している。
- ・ 埋葬等に必要の費用は、本人が直接葬儀社に支払う形になっている。市は、利用者を定期的に訪問し、状況を確認している
- ・ 万一、契約した葬儀社が倒産した場合は、墓地埋葬法の原則に戻り、誰も引取り手のない遺体として市が火葬して納骨する形になる。（墓地埋葬法は、火葬（又は土葬）までしか義務づけていないが、納骨を禁じている規定はない。）
- ・ このことを換言すると、墓地埋葬法の規定により、この事業がなければ全部市が火葬しなければならなかった者が、この事業を利用して協力葬儀社と契約することにより、墓地埋葬法によらず自らの費用で埋葬されるようになったことを意味する。その中で、もし倒産した葬儀社が発生した場合は、その分についてだけ、市が墓地埋葬法の規定に基づいて費用を負担し、火葬するということになる。
- ・ つまり、この事業は、葬儀社が倒産しない限り墓地埋葬法の発動を封じ込めるものであるといえる。この事業を行っていない市町村は、まず墓地埋葬法が先に発動されるので、その火葬等にどんどん費用を費やすことになってしまう。
- ・ 現在、この事業の利用率は 20%程度となっている。自分で埋葬費用を負担することへの抵抗や、無縁納骨堂に入ってもよいという人も一定数存在するため、利用率が

100%近くになることはあり得ない。この事業は、無縁納骨堂に入りたくないという人や、自分の死後の信教の自由を達成したいという人たちが利用している。

(3) わたしの終活登録事業

- ・ この事業の対象は市民全員であり、年齢制限も所得制限もない。
- ・ その背景であるが、まず挙げられるのは、独居世帯の増加である。国の調査によると、2005年に「単独世帯数」が「夫婦と子世帯数」を上回ったが、ほぼ同じタイミングで、横須賀市の引取り手のない遺骨数が急増し始めた。
- ・ また、ほぼ同時期に、携帯電話契約数が固定電話契約数を上回った。
- ・ さらに、近年はN T Tの電話帳や電話番号案内の104が廃止され、連絡先として電話番号を調べることが難しい状況となっている。
- ・ このことが意味するのは、例えば携帯電話を自宅に置き忘れて、外出先で倒れると、もうその人の親戚、知人等の誰にも連絡がとれないということである。また、携帯電話を持っていても、ロックがかかっている状態では操作ができず、同じことになる。
- ・ こうしたことから、元気なうちに誰でも終活情報を登録し、万一の場合の連絡先等がわかるようにするため、この事業を始めた。
- ・ 子どものいない夫婦で、他に近い親戚がいないような場合、夫に先立たれた妻が亡くなると、夫の墓がどこにあるか分からないというケースが発生する。
- ・ 地方では昔からの墓地が残っており、手がかりがつかめる可能性も高くなるが、都会の場合、夫婦で新たに購入した墓などであれば、その夫婦しか墓の場所を知らないという事例も多くある。
- ・ 結果として、夫はどこかの墓で眠っているのに、妻の遺骨だけが無縁納骨堂に納められるという事例が多発する。
- ・ このようなことを考えると、いろんな意味で生前相談の必要性が生じているといえる。家族・親族が少なくなり、離れてしまっているのは事実であるため、本人の生きているうちから対応しなければならない。
- ・ この事業では、エンディングノートについて、その保管場所を登録できることになっている。エンディングノートについては、作成して配付するだけという自治体が多いが、その保管場所が分からなければ全く意味をなさない。保管場所を登録する事業とセットでやることで、安心度の高いものになる。
- ・ この事業は、立ち上げてから、ただ待っているだけでは登録者はほとんど現れない。地域に出向いて、民生委員や町会長等の協力も得ながら、説明会を開くことが肝要である。
- ・ 何もしなければ、恐らく年間で10件程度の登録しかないと思うが、横須賀市では、地域への説明を何度も繰り返して、ようやく年間200件から300件の登録という数字になっている。
- ・ わたしの終活登録事業では、次の事項を登録できる（自由に選んで登録する）。
 - ① 本籍・筆頭者
 - ② 緊急連絡先
 - ③ 支援・身元保証事業者やグループ等
 - ④ 医師、薬、アレルギー
 - ⑤ リビングウィルの保管場所
 - ⑥ エンディングノートの保管場所
 - ⑦ 臓器提供に関する意思表示

⑧ 葬儀・納骨・遺品整理の生前契約、献体の生前登録

⑨ 遺言書の保管先

⑩ 墓の所在地

⑪ 自由登録事項（自分で書いておきたいこと）

- ・ 登録内容は、本人がいつでも追加、訂正、削除することができる。また、電話による登録もできる。
- ・ 登録事項で最も多いのは、緊急連絡先となっている。
- ・ 他の自治体による同種の事業では、緊急連絡先を書くことができれば登録不可としている例が圧倒的に多いが、横須賀市では登録可としている。
- ・ その趣旨は、緊急連絡先を書けないというその悩みこそを登録してもらいたいと考えているからである。このような場合に病院や警察から問い合わせが来たら、「この人は緊急連絡先が一人もいないから、市役所のケースワーカーを急行させます」という対応をとっている。
- ・ 登録者を年代別に見ると、10代、20代の人も1人ずつ登録している。このうち10代の人は、最重度知的障害者であり、父親が自分を緊急連絡先として登録してほしいとして登録した。このようなケースもあることから、対象者を高齢者に限定すべきではないと思っている。
- ・ 登録者からは、毎年数件の感謝状が寄せられており、素直にうれしいと感じている。
- ・ 終活登録は、これからの時代にあっては、住民票のような役割を果たしていると感じている。また、この登録をすることによって、民生委員や町会長の負担も軽減することになることから、彼らにそのことを伝えて、地域での説明会を開催してもらえようお願いします、登録者を広げていくという姿勢が必要である。

5 主な質疑応答

問： 自分の住んでいる地区では、孤独死する者が毎年出ているが、一人暮らしの者には、警察が訪問して緊急連絡先を教えてもらっているようである。これはどこも同じものなのか。

答： そのようである。警察は一人暮らしの世帯を重点的に回って緊急連絡先の把握に努めているようであり、それで救われる場合もある。ただ、自宅以外で倒れた場合は、その緊急連絡先につなげることは難しい。

また、主に高齢者を見守る緊急通報システムにより救われる場合もある。これも、倒れる場所が自宅でないと効果がないが、それでも無駄ではないと思う。様々な通報のネットワークの中で、どこか1か所でも感知できればよいものである。横須賀市のわたしの終活登録事業は、本人が情報を登録しておき、いざというときにその情報が感知されれば、他の様々な項目が分かる仕組みとなっている。

問： 終活支援を行っている部署は、高齢者支援を担当する部署か。

答： 地域福祉課という福祉全般を担う部署で行っており、高齢者支援を担当する部署ではない。

問： わたしの終活登録事業で発行される登録カードの形状は、どうなっているか。

答： 名刺大で、ラミネート加工している。また、登録事項に変更が生じた場合は、内容が変わるため作成し直している。